

## 新型コロナワクチン接種関連情報

☎保健センター（新型コロナウイルスワクチン接種推進室）☎85-6900

予防接種法上、「まん延予防上緊急の必要がある」とされ、全額公費（無料）で実施してきた新型コロナワクチンの特例臨時接種は、初回接種・追加接種ともに3月31日で終了します。無料で接種できる最後の期間となるため、接種をご希望の方は、お早めに予約をお取りください。

### 市内医療機関では、3月30日（土）まで

3月31日が日曜日となるため、実施医療機関がありません。3月30日の土曜日が最終日です。

新型コロナワクチンに関する最新情報は市ホームページをご確認ください。



### 令和6年度の新型コロナワクチン接種

▶対象者となる方には、秋冬に1回「定期接種」が行われます

令和6年度は、接種日時時点で「65歳以上の方」「60～64歳で対象となる方※」に、新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的として、秋冬に1回定期接種が有料で行われます。

※60～64歳で、以下のいずれかに該当する方が対象です。

- 心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方
- ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり日常生活がほとんど不可能な方

▶定期接種以外の方

定期接種の対象とならない方は、「任意接種」として4月1日以降、有料で接種を受けることができます。

## 4月1日から下水道使用料を改定します

☎取手地方広域下水道組合☎74-4127

料金改定の内容…1～100立方メートルの従量料金を改定し、1カ月当たり55円（使用水量1立方メートル）から2,090円（使用水量100立方メートル）の値上げとなります。

◎下水道使用料改定の詳細は、取手地方広域下水道組合のホームページをご確認ください。

取手地方広域下水道組合  
ホームページ



### 新旧料金体系表（消費税込み）

| 区分                   | 改定後     | 改定前  |
|----------------------|---------|------|
| 基本料金                 | 550円    | 550円 |
| （1立方メートルにつき）<br>従量料金 | 1～10    | 66円  |
|                      | 11～20   | 132円 |
|                      | 21～30   | 143円 |
|                      | 31～40   | 154円 |
|                      | 41～50   | 176円 |
|                      | 51～100  | 187円 |
|                      | 101～200 | 209円 |
|                      | 201～    | 220円 |

### 計算例

下水道使用料（改定後）1カ月当たり使用水量24立方メートルの場合

| 区分                   | 単価    | 使用水量     | 使用料    | 改定前    |
|----------------------|-------|----------|--------|--------|
| 基本料金                 | 550円  | —        | 550円   | 550円   |
| （1立方メートルにつき）<br>従量料金 | 1～10  | 10立方メートル | 1,210円 | 660円   |
|                      | 11～20 | 10立方メートル | 1,540円 | 1,320円 |
|                      | 21～30 | 4立方メートル  | 704円   | 572円   |
| 合計（請求金額）             |       | 24立方メートル | 4,004円 | 3,102円 |

## 4月1日から「可燃ごみ専用袋」は「燃やすすかないごみ袋」に変わります

☎環境対策課☎内線1419

ごみの減量・分別への意識向上を図るため、4月から「可燃ごみ専用袋」の名称を「燃やすすかないごみ専用袋」に変更します。「燃やせるごみ＝可燃ごみ」ではなく、中には資源物として再利用できるものがあります。限りある資源の有効活用と地球温暖化防止のため、ごみの減量・分別にご協力ください。

■これまでの袋も引き続き使えます…店頭で販売されるごみ袋は4月から順次切り替わりますが、これまでの袋も引き続き使用できます。

### ■事業所用袋の変更点

- 色を半透明から透明に変更
  - 事業所名記入欄を新設
- ※4月以降、変更前の袋（可燃ごみ専用袋）で出す場合は、袋下の余白に事業所名を記入してください。



### 💡 雑がみを資源物として分別しましょう

市は、紙類を「資源物」として回収し、「新聞」「雑誌・雑がみ」「段ボール」「紙パック」に分別をお願いしています。

### ■雑がみとは

▶雑がみとして出せるもの

紙箱、カレンダー、チラシ、ポスター、トイレトペーパーの芯やラップの芯

▶雑がみとして出せないもの

汚れている紙、ウェットティッシュ、窓の付いた封筒、レシートなどの感熱紙、宅配伝票などのカーボン紙、写真、その他加工された紙

【注意】紙以外のものは取り除いてください（カレンダーの金具やティッシュ箱のビニールなど）

### ■雑がみの出し方

資源物（古紙・古布）の収集日に出してください。

- ①紙以外のもの（金具やプラスチックなど）を取り除く
- ②雑誌やカタログに挟むか、紙袋に入れてひもで十文字に縛って出す



### 💡 ごみ分別収集カレンダーを配布します

令和6年度ごみ分別収集カレンダーを、3月上旬から市内各家庭に配布します。配布終了予定は3月下旬です。

市職員が市内イベントの取材で撮影した写真は、広報とりでや市ホームページ、その他市が発行する冊子などで使用することがあります。